

岩手県告示第103号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成24年2月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 荒谷(3)

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
奥州市	江刺区伊手	荒谷	70番2 61番 55番 60番1 56番 59番 73番 71番	標柱1号 標柱2号及び3号 標柱4号及び6号から8号まで 標柱5号 標柱9号及び10号 標柱11号 標柱12号 標柱13号